

資料1

業務仕様書

この業務仕様書は、山梨県（以下「県」という。）が令和6年度に実施する広報誌「ふれあい」の制作・編集業務（以下「本業務」という。）に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであり、契約書の一部となるものである。

1 本業務の概要

(1) 対象となる広報誌

- ① 名称：山梨県広報誌（Vol.81～84）
- ② 広報誌サイズ：A4判縦、両面印刷、全24ページ、中綴じ
- ③ 誌面構成（案）：「資料2 山梨県広報誌「ふれあい」の制作・編集業務に係る企画提案作品仕様書」中の広報誌「ふれあい」構成（案）参照
- ④ 発行：年4回（7月、10月、1月及び4月）
- ⑤ 使用色：フルカラー
- ⑥ 用紙：表紙 マット紙、本文 マット紙 ※どちらもFSC認証紙を使用
- ⑦ 発行部数：301,000部／回
- ⑧ 配布先：県内各世帯など

(2) 業務内容

- ① 受託者が行う制作・編集業務の内容は、企画立案から出演交渉、記事取材、写真撮影、原稿執筆、県担当部署との原稿調整、県出稿原稿のリライト、イラスト作成、レイアウトなど誌面原稿の制作・編集・校正全般と版下作成までとする。
- ② 県が実施する校正は、原則文字校正2回、色校正1回の計3回で、文字校正はカラーコピー、色校正は上質紙で行う。いずれも担当者が広聴広報グループに持参し、返却時には修正等の指示を受けること。なお、文字校正の段階で記事の差し替えや修正、色校正の段階で文字の修正をする場合がある。
- ③ 受託者は、校了後直ちに、カンパの他に制作した紙面の内容を県のホームページに掲載できるよう、速やかにデータ（PDF形式・JPEG形式、電子ブック、html形式またはワード形式の簡略版 など）を広聴広報グループに納める。
- ④ 広報誌（冊子）が家庭に配付されるか否かに関わらず、若者、主婦、外国人などを含む多くの県民が、広報誌の多言語化やプッシュ機能などに対応したアプリで閲覧できるようにする。
- ⑤ 受託者は、著名人を表紙写真の被写体や記事の取材対象とする場合は、その手配を行う。

(3) 経費負担等に係る特記事項

受託者は、見積書に示す経費を負担する。これには記事で取り上げる著名人の謝金・交通費等を含む。

2 本業務の体制

(1) スタッフ

- ① 本業務に従事する総括責任者・ライター・デザイナー・カメラマンは、いずれも企画提案作品を制作したメンバーと同一人物とし、広報誌の制作・編集を主たる業務とすること。
- ② 総括責任者は県との窓口になり、ライター・デザイナー・カメラマンとの仲介、本業務の進行管理・取りまとめを行う。委託期間中、異動その他の事由により、変更が生じない者に限る。
- ③ 総括責任者は編集会議に必ず出席し、広聴広報グループや広報誌で取り上げる内容の県担当所属職員と編集方針などについて協議する。その他のスタッフは、必要に応じて出席すること。

(2) 編集会議

編集会議は、随時開催する。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画もしくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(2) 著作権

- ① 本業務の実施により制作された成果物及び資料またはその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議して定める。
- ② 広報誌に掲載された本文、写真、図画等に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するもの）は、全て県に帰属するものとする。
- ③ 広報誌作成にあたり撮影した写真（使用、未使用を問わず）及び作成したイラストの著作権は県に帰属する。
- ④ 受託者は、広報誌で使用した写真データ、イラストを全て、広報誌制作終了後速やかに県に提出する。
- ⑤ 受託者は、自身が著作権を持つ写真の広報誌への使用を認める。その際、県は委託料とは別に使用料等を支払わない。
- ⑥ 受託者は、他人に著作権があるものを使用する場合には、著作権者の承諾を得て、県に報告するものとする。その際、県は委託料とは別に使用料等を支払わない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月26日山梨県条例第50号）を遵守しなければならない。

(5) 広告の掲載スペースの確保

広告枠は、左右180mm×天地50mmで、巻末記事内及び裏表紙に2枠ずつ、合計4枠を掲載する。契約締結後、実際に誌面を制作する場合には、県が別途契約する広告代理店との間でデータの受け渡し等の調整が必要となる。